

空家等を所有している方へ

空家を所有しているけど、使っていない・・・

空家を相続したけど、使う予定がない・・・

売る？ 貸す？ 除却する？

大阪狭山市無料相談・空家バンク制度

1 事前相談

市役所窓口で、所有する空家の悩み、将来的な希望等について、お聞かせいただきます。

2 専門事業者による無料相談

専門事業者を紹介し、無料相談を受けていただくことができます。

3 空家バンク登録事業者との媒介契約の締結

空家バンクを利用して、売買・賃貸等を希望する場合、登録事業者と媒介契約を結んでいただく必要があります。

4 空家バンクへの物件情報の登録

登録することで、物件情報を、市ホームページに掲載することができます。

大阪狭山市に住みたい・・・

空家を使ってみたい・・・

空家等を使いたい方へ

大阪狭山市ってどんなところ？

使える空家はあるの？

■自然+住宅街の「省エネライフ」

東西2.4km、南北7kmの市域に3つの中学校、7つの小学校、14か所の幼稚園・保育所があり、鉄道駅が3駅、路線バスと市循環バスが走っているなど、生活に程よく便利なコンパクトシティです。



■便利な暮らしの中にも自然がいっぱい

なんばまで24分、関西国際空港への直通バスなど利便性に恵まれながら、狭山池やあまの街道など、豊かな水とみどりの空間が身近に。誇りと愛着を感じ、感動する「美しい」まちをめざしています。

■まちの宝はみんなでサポートします

子育てを応援する施設「UP つぶ」、「ぽっぽえん」や、人気スポット「市民ふれあいの里」など、子どもの笑顔が広がる場所がギュッと詰まっています。まちの“宝”である子どもを全世代で応援します。



5 空家の物件情報の閲覧

空家バンクの登録物件情報は、どなたでも閲覧していただけます。

6 空家の売買・賃貸に関する交渉、契約の締結

物件の交渉、取引は当事者間で行っていただきます。

空家を除却する場合、補助制度があります

大阪狭山市既存民間建築物除却補助制度

市では、市内にある空家で、不良住宅または昭和56年5月31日以前に建築された住宅などの除却を行う所有者に対して、除却工事に要する費用の一部を補助します。

補助対象者（以下の全てに該当する人）

- ・固定資産税の滞納がない人
- ・直近の市民税の課税所得金額が507万円未満の個人または法人税額が0円の法人



補助対象空家（以下のいずれかに該当する空家）

- ・不良住宅であって、不良度判定基準の評定の合計が100点以上のもの（事前調査申込後、市職員にて調査します。）
- ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、耐震診断の結果、評点が0.7未満のものまたは「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果、7点以下と診断されたもの（耐震性がない住宅）

【不良住宅の例】※あくまでも一例です。

- ①家が傾いている
- ②屋根が落下している
- ③外壁が剥落している
- ④藁ぶき屋根である



補助内容

以下に掲げる額または延床面積1㎡あたり20,000円（非木造については30,000円）を乗じた額のうちいずれか低い方の額。ただし、**除却工事費の80%を上限**とする。

不良住宅と判定された場合

最大**100万円**

不良住宅ではないが、
耐震性がない住宅

最大**50万円**



受付期間

当該年度の12月28日までに申請を行うこと。ただし、当該年度の3月15日までに完了報告書を市に提出する必要があります。

大阪狭山市

都市整備部 都市計画グループ



大阪狭山市空家バンク制度

空家の売買や賃貸、利活用などを考えている所有者と、空家の利用希望者の結びつきの支援を行う制度です。詳しくは、大阪狭山市のホームページをご覧ください。

【市のホームページ】

<http://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/toshisei/bibu/toshikeikakugurupu/akiya/akiyatoutaisaku/1583723313516.html>

QRコード



大阪狭山市 都市整備部 都市計画グループ
〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
TEL:072-366-0011 FAX:072-367-1254
メール: toshikeikaku@city.osakasayama.osaka.jp